令和元年第2回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その３）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第 56 号議案	神奈川県森林環境譲与税基金条例	1
定県第 57 号議案	地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	2
定県第 58 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定県第 59 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	5
定県第 60 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	6
定県第 61 号議案	過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	21
定県第 62 号議案	神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例	22
定県第 63 号議案	神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例	23
定県第 64 号議案	神奈川県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	24
定県第 65 号議案	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例	25
定県第 66 号議案	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	26
定県第 67 号議案	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する等の条例	27
定県第 68 号議案	職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例	29
定県第 69 号議案	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例	30
定県第 70 号議案	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例	31
定県第 71 号議案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	32
定県第 72 号議案	特定事業契約の変更について（体育センター等特定事業契約）	33
定県第 73 号議案	特定事業契約の変更について（自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約）	34
定県第 74 号議案	動産の取得について	35
定県第 75 号議案	動産の取得について	36
定県第 76 号議案	指定管理者の指定について（かながわアートホール）	37
定県第 77 号議案	指定管理者の指定について（西湘地区体育センター）	38
定県第 78 号議案	指定管理者の指定について（武道館）	39
定県第 79 号議案	指定管理者の指定について（スポーツ会館）	40
定県第 80 号議案	指定管理者の指定について（秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター）	41

番　　号	件　　名	ページ
定県第 81 号議案	建設事業に対する市負担金について	42
定県第 82 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の変更について	43

定県第56号議案

神奈川県森林環境譲与税基金条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条第１項及び第８項の規定に基づき、神奈川県森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　県は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「法」という。）第27条の規定により国から譲与される森林環境譲与税を積み立てるため、神奈川県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第３条　基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（運用）

第４条　基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第６条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第７条　基金は、法第34条第２項に規定する施策に要する費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、令和元年９月１日から施行する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第57号議案

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

第１条　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項及び特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項中「平成31年７月31日」を「令和元年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表特定非営利活動法人きづきの項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項中「平成31年12月31日」を「令和元年12月31日」に改め、同表特定非営利活動法人たすけあいあさひの項中「平成32年３月31日」を「令和２年３月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ＳＨＩＰの項中「平成32年７月31日」を「令和２年７月31日」に改め、同表ＮＰＯ法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項中「平成32年10月31日」を「令和２年10月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ゆいの項及びＮＰＯ法人かながわ３１１ネットワークの項中「平成32年12月31日」を「令和２年12月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ　ケアびーくるの項、特定非営利活動法人葉山まちづくり協会の項及び特定非営利活動法人はあとハウスの項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブの項中「平成33年７月31日」を「令和３年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウスの項及び特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項中「平成33年10月31日」を「令和３年10月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ＳＴスポット横浜の項及び特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンいそごの項中「平成33年12月31日」を「令和３年12月31日」に改め、同表ＮＰＯ法人多文化共生教育ネットワークかながわの項中「平成34年３月31日」を「令和４年３月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項及び特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項中「平成34年７月31日」を「令和４年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項中「横浜市港北区新横浜一丁目16番地２」を「横浜市港北区錦が丘15番11号」に、「平成34年７月31日」を「令和４年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ＡＲＣＳＨＩＰの項中「平成34年７月31日」を「令和４年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項中「平成34年10月31日」を「令和４年10月31日」に改め、同表特定非営利活動法人トムトムの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・旭の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・たかつの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンいずみの項及び特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン海老名の項中「平成34年12月31日」を「令和４年12月31日」に改め、同表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレク

ティブ樹の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン都築の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン藤沢の項及び特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項中「平成35年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンひらつかの項、特定非営利活動法人ＮＰＯサポートちがさきの項及び特定非営利活動法人アクト川崎の項中「平成35年７月31日」を「令和５年７月31日」に改め、同表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項中「平成35年10月31日」を「令和５年10月31日」に改め、同表ＮＰＯ法人ミニシティ・プラスの項、特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンこうほくの項、特定非営利活動法人ウィ二十一ジャパンとつかの項及び特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンよこすかの項中「平成35年12月31日」を「令和５年12月31日」に改め、同表ＮＰＯ法人ぷかぷかの項、特定非営利活動法人木々の会の項、特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・伊勢原の項、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所の項、特定非営利活動法人大和市サッカー協会の項及び特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項中「平成36年３月31日」を「令和６年３月31日」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区上大岡西一丁目12番３－204号	平成31年１月１日から令和６年７月31日まで

第２条　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項及び特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	伊勢原市桜台一丁目５番31号	令和元年８月１日から令和６年７月31日まで
特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川	横浜市金沢区六浦南四丁目20番１－907号	令和元年８月１日から令和６年７月31日まで

附　則

１　この条例は、令和元年８月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

２　第２条の規定による改正前の地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項又は特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパンの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第58号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表104の項⑳中「⑲」を「㉓」に改め、同項中⑳を㉔とし、⑰から⑲までを4ずつ繰り下げ、⑯を⑲とし、その次に次のように加える。

⑳　条例第18条第5項の規定により、届出を行うべきことを勧告すること。

別表104の項中⒂を⒅とし、(2)から⒁までを3ずつ繰り下げ、(1)を(4)とし、その前に次のように加える。

(1)　条例第8条の2第1項の規定により、多頭飼養の届出を受理すること。

(2)　条例第8条の2第2項の規定により、多頭飼養の変更の届出を受理すること。

(3)　条例第8条の2第3項の規定により、多頭飼養の廃止等の届出を受理すること。

別表104の項中「(1)及び(2)」を「(4)及び(5)」に、「(7)及び⑽」を「⑽及び⒀」に、「(4)まで、(6)から⑽まで及び⑿から⑳まで」を「(7)まで、(9)から⒀まで及び⒂から㉔まで」に、「左欄(6)」を「左欄(9)」に、「(7)に」を「⑽に」に、「左欄⑽」を「左欄⒀」に、「左欄⑿」を「左欄⒂」に、「⒀、⒄及び⒅」を「⒃、㉑及び㉒」に、「⒁から⒃まで」を「⒄から⒆まで」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2　神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年神奈川県条例第29号）附則第2項の規定による事務については、改正後の別表104の項(1)の規定の例により、横須賀市、藤沢市及び茅ケ崎市が処理するものとする。

令和元年6月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第59号議案

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の２　くらし安全防災局関係の表５の項⑴中「5,900円」を「6,000円」に改め、同項⑵中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表６の項中「2,600円」を「2,700円」に改め、同表７の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、別表の６　健康医療局関係の表40の項中「２万600円」を「２万700円」に改め、別表の８　県土整備局関係の表３の項及び20の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、別表の10　公安委員会関係の表13の項中「6,800円」を「6,900円」に改め、同表14の２の項中「１万2,300円」を「１万2,700円」に改め、同表20の５の項中「9,700円」を「9,800円」に改め、同表31の項中「３万8,000円」を「３万9,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料（別表の10　公安委員会関係の表14の２の項に掲げるものを除く。）については、なお従前の例による。

３　改正後の別表の10　公安委員会関係の表14の２の項の規定は、令和元年11月１日以後に実施する講習について適用し、同日前に実施する講習については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、電気工事士免状交付手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第60号議案

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

第１条　神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第57条第１項中「第１条本文」を「第１条第１項本文」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第７項中「平成35年度」を「令和５年度」に改める。

附則第８項及び第16項中「平成32年10月31日」を「令和２年10月31日」に改める。

附則第27項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第31項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第33項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第４号中「平成32年度以降」を「令和２年度以降」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和２年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第34項中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和２年度基準エネルギー消費効率」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第37項中「平成33年度」を「令和３年度」に改める。

第２条　神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

第18条第１項第１号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の１」に改め、同項第２号の表中「100分の５」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第３号の表中「100分の５」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の７」に改め、同条第２項中「100分の1.3」を「100分の１」に改め、同条第３項第１号ウ中「100分の3.6」を「100分の１」に改め、同項第２号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第３号中「100分の9.6」を「100分の７」に改める。

第56条第１項第１号イ㈠中「２万9,500円」を「２万5,000円」に改め、同号イ㈠ａ中「２万9,500円」を「２万5,000円」に改め、同号イ㈠ｂ中「３万4,500円」を「３万500円」に改め、同号イ㈠ｃ中「３万9,500円」を「３万6,000円」に改め、同号イ㈠ｄ中「４万5,000円」を「４万3,500円」に改め、同号イ㈠ｅ中「５万1,000円」を「５万円」に改め、同号イ㈠ｆ中「５万8,000円」を「５万7,000円」に改め、同号イ㈠ｇ中「６万6,500円」を「６万5,500円」に改め、同号イ㈠ｈ中「７万6,500円」を「７万5,500円」に改め、同号イ㈠ｉ中「８万8,000円」を「８万7,000円」に改め、同号イ㈠ｊ中「11万1,000円」を「11万円」に改め、同条第３項第４号イ㈠中「２万3,600円」を「２万円」に改め、同号イ㈠ａ中「２万3,600円」を「２万円」に改め、同号イ㈠ｂ中「２万7,600円」を「２万4,400円」に改め、同号イ㈠ｃ中「３万1,600円」を「２万8,800円」に改め、同号イ㈠ｄ中「３万6,000円」を「３万4,800円」に改め、同号イ㈠ｅ中「４万800円」を「４万円」に改め、同号イ㈠ｆ中「４万6,400円」を「４万5,600円」に改め、同号イ㈠ｇ中「５万3,200円」を「５万2,400円」に改め、同号イ㈠ｈ中「６万1,200円」を「６万400円」に改め、同号イ㈠ｉ中「７万400円」を「６万9,600円」に改め、同号イ㈠ｊ中「８万8,800円」を「８万8,000円」に改める。

附則第14項中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改

める。

附則第15項第１号ア㈼の表中「100分の1.995」を「100分の0.472」に、「100分の2.835」を「100分の0.826」に、「100分の3.78」を「100分の1.18」に改め、同号イの表中「100分の5.25」を「100分の3.71」に、「100分の6.93」を「100分の5.194」に改め、同号ウの表中「100分の5.25」を「100分の3.71」に、「100分の7.665」を「100分の5.618」に、「100分の10.08」を「100分の7.42」に改め、同項第２号中「100分の1.365」を「100分の1.06」に改める。

附則第16項第１号ウ中「100分の3.78」を「100分の1.18」に改め、同項第２号中「100分の6.93」を「100分の5.194」に改め、同項第３号中「100分の10.08」を「100分の7.42」に改める。

附則第17項中「100分の6.93」を「100分の5.194」に、「100分の8.295」を「100分の6.042」に改める。

附則第18項を次のように改める。

18　資本金の額若しくは出資金の額が２億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第１号に規定する事業を行うもの（各事業年度の所得金額が年１億5,000万円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項及び附則第16項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。

⑴　法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人　次に掲げる金額の合計額

ア　附則第15項第１号ア㈠の金額又は附則第16項第１号アの金額に105分の５を乗じて計算した額に相当する金額

イ　附則第15項第１号ア㈡の金額又は附則第16項第１号イの金額に105分の５を乗じて計算した額に相当する金額

ウ　附則第15項第１号ア㈢の金額又は附則第16項第１号ウの金額に118分の18を乗じて計算した額に相当する金額

⑵　特別法人　附則第15項第１号イの金額又は附則第16項第２号の金額に106分の６を乗じて計算した額に相当する金額

⑶　その他の法人　附則第15項第１号ウの金額又は附則第16項第３号の金額に106分の６を乗じて計算した額に相当する金額

附則第32項を附則第42項とし、附則第31項を附則第41項とする。

附則第30項中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第31項とし、同項の次に次の９項を加える。

32　次に掲げる自動車に対する第56条第１項から第３項までの規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第１項又は第２項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が同年４月１日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月１日）から令和２年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和２年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和３年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

⑴　電気自動車

⑵　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月１日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第１項第２号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第５条の２第１項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の９を超えないもので同条第２項に規定するもの

⑶　法第149条第１項第３号に規定する充電機能付電力併用自動車

⑷　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第１項第４号イ⑴(ⅰ)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第１号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第１項第４号イ⑴(ⅱ)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第１号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第１号イに規定するエネルギー消費効率（次号並びに次項第１号及び第２号において「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第１項第４号イ⑵に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（次号並びに次項第１号及び第２号において「令和２年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第５条の２第３項に規定するもの

⑸　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第１項第５号イ⑴(ⅰ)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第２号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第１項第５号イ⑴(ⅱ)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第２号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和２年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第５条の２第４項に規定するもの

⑹　軽油自動車のうち、法第149条第１項第６号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第56条第１項第１号ア㋐	7,500円	2,000円
第56条第１項第１号ア㋑	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	１万3,800円	3,500円
	１万5,700円	4,000円
	１万7,900円	4,500円
	２万500円	5,500円
	２万3,600円	6,000円
	２万7,200円	7,000円

	4万700円	1万500円
第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	6,500円
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
	11万円	2万7,500円
第56条第1項第2号ア(ア)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円
第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第56条第1項第2号ウ(ア)	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円
	6,300円	1,600円

第56条第１項第３号ア(ア)	１万2,000円	3,000円
	１万4,500円	4,000円
	１万7,500円	4,500円
	２万円	5,000円
	２万2,500円	6,000円
	２万5,500円	6,500円
	２万9,000円	7,500円
第56条第１項第３号ア(イ)	２万6,500円	7,000円
	３万2,000円	8,000円
	３万8,000円	9,500円
	４万4,000円	１万1,000円
	５万500円	１万3,000円
	５万7,000円	１万4,500円
	６万4,000円	１万6,000円
第56条第１項第３号イ	３万3,000円	8,500円
	４万1,000円	１万500円
	４万9,000円	１万2,500円
	５万7,000円	１万4,500円
	６万5,500円	１万6,500円
	７万4,000円	１万8,500円
	８万3,000円	２万1,000円
第56条第１項第４号ア	4,500円	1,500円
第56条第１項第４号イ	6,000円	1,500円
第56条第２項本文	同号	同号（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第２項第１号ア	3,700円	1,000円
第56条第２項第１号イ	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第56条第２項第２号ア	5,200円	1,300円
第56条第２項第２号イ	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

第56条第３項本文	前２項	前２項（附則第32項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第３項第４号イ(ア)	２万円	5,000円
第56条第３項第４号イ(イ)	２万円	5,000円
	２万4,400円	6,500円
	２万8,800円	7,500円
	３万4,800円	9,000円
	４万円	１万円
	４万5,600円	１万1,500円
	５万2,400円	１万3,500円
	６万400円	１万5,500円
	６万9,600円	１万7,500円
	８万8,000円	２万2,000円

33　次に掲げる自動車に対する第56条第１項から第３項までの規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第１項又は第２項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が同年４月１日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月１日）から令和２年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和２年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和３年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和２年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第５条の２第５項に規定するもの

(2)　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の２分の１を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和２年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第５条の２第６項に規定するもの

第56条第１項第１号ア(ア)	7,500円	4,000円
第56条第１項第１号ア(イ)	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円

	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円	1万2,500円
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	1万2,500円
	3万500円	1万5,500円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万3,500円	2万2,000円
	5万円	2万5,000円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万5,500円	3万8,000円
	8万7,000円	4万3,500円
	11万円	5万5,000円
第56条第1項第2号ア(ア)	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
第56条第1項第2号ウ(ア)	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
	4,700円	2,400円
第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円

	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
	6,300円	3,200円
第56条第1項 第3号ア(ア)	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第56条第1項第3号イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円
第56条第1項第4号ア	4,500円	2,500円
第56条第1項第4号イ	6,000円	3,000円
第56条第2項本文	同号	同号（附則第33項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第2項第1号ア	3,700円	1,800円
第56条第2項第1号イ	3,700円	1,800円

	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第56条第２項第２号ア	5,200円	2,600円
第56条第２項第２号イ	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円
第56条第３項本文	前２項	前２項（附則第33項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第３項第４号イ(ア)	２万円	１万円
第56条第３項第４号イ(イ)	２万円	１万円
	２万4,400円	１万2,500円
	２万8,800円	１万4,500円
	３万4,800円	１万7,500円
	４万円	２万円
	４万5,600円	２万3,000円
	５万2,400円	２万6,500円
	６万400円	３万500円
	６万9,600円	３万5,000円
	８万8,000円	４万4,000円

34　前２項の規定の適用がある場合における第56条第４項及び第57条第１項の規定の適用については、第56条第４項中「前３項」とあるのは「前３項（附則第32項又は第33項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第１項中「、同条」とあるのは「、同条（附則第32項又は第33項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

35　地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車（第56条第３項第５号アに規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第２条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第１項若しくは第３項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第２項に規定する運行に相当するものとして省令附則第５条の２の２に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別

割の税率は、第56条第１項及び第３項の規定にかかわらず、１台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　電気自動車　年額　２万9,500円

⑵　その他のもの

ア　総排気量が１リットル以下のもの　年額　２万9,500円

イ　総排気量が１リットルを超え1.5リットル以下のもの　年額　３万4,500円

ウ　総排気量が1.5リットルを超え２リットル以下のもの　年額　３万9,500円

エ　総排気量が２リットルを超え2.5リットル以下のもの　年額　４万5,000円

オ　総排気量が2.5リットルを超え３リットル以下のもの　年額　５万1,000円

カ　総排気量が３リットルを超え3.5リットル以下のもの　年額　５万8,000円

キ　総排気量が3.5リットルを超え４リットル以下のもの　年額　６万6,500円

ク　総排気量が４リットルを超え4.5リットル以下のもの　年額　７万6,500円

ケ　総排気量が4.5リットルを超え６リットル以下のもの　年額　８万8,000円

コ　総排気量が６リットルを超えるもの　年額　11万1,000円

36　特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車（第56条第３項第４号イに規定するものに限る。以下この項において同じ。）であつて、平成28年改正前の地方税法第145条第１項若しくは第３項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこの条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第２項に規定する運行に相当するものとして省令附則第５条の２の２に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第56条第３項の規定にかかわらず、１台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　電気自動車　年額　２万3,600円

⑵　その他のもの

ア　総排気量が１リットル以下のもの　年額　２万3,600円

イ　総排気量が１リットルを超え1.5リットル以下のもの　年額　２万7,600円

ウ　総排気量が1.5リットルを超え２リットル以下のもの　年額　３万1,600円

エ　総排気量が２リットルを超え2.5リットル以下のもの　年額　３万6,000円

オ　総排気量が2.5リットルを超え３リットル以下のもの　年額　４万800円

カ　総排気量が３リットルを超え3.5リットル以下のもの　年額　４万6,400円

キ　総排気量が3.5リットルを超え４リットル以下のもの　年額　５万3,200円

ク　総排気量が４リットルを超え4.5リットル以下のもの　年額　６万1,200円

ケ　総排気量が4.5リットルを超え６リットル以下のもの　年額　７万400円

コ　総排気量が６リットルを超えるもの　年額　８万8,800円

37　前２項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第30項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係

る前２項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35項第２号ア	２万9,500円	３万3,900円
附則第35項第２号イ	３万4,500円	３万9,600円
附則第35項第２号ウ	３万9,500円	４万5,400円
附則第35項第２号エ	４万5,000円	５万1,700円
附則第35項第２号オ	５万1,000円	５万8,600円
附則第35項第２号カ	５万8,000円	６万6,700円
附則第35項第２号キ	６万6,500円	７万6,400円
附則第35項第２号ク	７万6,500円	８万7,900円
附則第35項第２号ケ	８万8,000円	10万1,200円
附則第35項第２号コ	11万1,000円	12万7,600円
附則第36項第２号ア	２万3,600円	２万7,100円
附則第36項第２号イ	２万7,600円	３万1,700円
附則第36項第２号ウ	３万1,600円	３万6,300円
附則第36項第２号エ	３万6,000円	４万1,400円
附則第36項第２号オ	４万800円	４万6,900円
附則第36項第２号カ	４万6,400円	５万3,300円
附則第36項第２号キ	５万3,200円	６万1,100円
附則第36項第２号ク	６万1,200円	７万300円
附則第36項第２号ケ	７万400円	８万900円
附則第36項第２号コ	８万8,800円	10万2,100円

38　附則第35項又は第36項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第32項各号に掲げるものに対する附則第35項又は第36項の規定の適用については、当該自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第１項又は第２項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年４月１日から令和元年９月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和２年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35項第１号	２万9,500円	7,500円
附則第35項第２号ア	２万9,500円	7,500円
附則第35項第２号イ	３万4,500円	9,000円
附則第35項第２号ウ	３万9,500円	１万円
附則第35項第２号エ	４万5,000円	１万1,500円
附則第35項第２号オ	５万1,000円	１万3,000円

附則第35項第２号カ	５万8,000円	１万4,500円
附則第35項第２号キ	６万6,500円	１万7,000円
附則第35項第２号ク	７万6,500円	１万9,500円
附則第35項第２号ケ	８万8,000円	２万2,000円
附則第35項第２号コ	11万1,000円	２万8,000円
附則第36項第１号	２万3,600円	6,000円
附則第36項第２号ア	２万3,600円	6,000円
附則第36項第２号イ	２万7,600円	7,000円
附則第36項第２号ウ	３万1,600円	8,000円
附則第36項第２号エ	３万6,000円	9,000円
附則第36項第２号オ	４万800円	１万500円
附則第36項第２号カ	４万6,400円	１万2,000円
附則第36項第２号キ	５万3,200円	１万3,500円
附則第36項第２号ク	６万1,200円	１万5,500円
附則第36項第２号ケ	７万400円	１万8,000円
附則第36項第２号コ	８万8,800円	２万2,500円

39　附則第35項又は第36項の規定の適用を受ける自動車のうち、附則第33項各号に掲げるものに対する附則第35項又は第36項の規定の適用については、当該自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第１項又は第２項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年４月１日から令和元年９月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和２年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第35項第１号	２万9,500円	１万5,000円
附則第35項第２号ア	２万9,500円	１万5,000円
附則第35項第２号イ	３万4,500円	１万7,500円
附則第35項第２号ウ	３万9,500円	２万円
附則第35項第２号エ	４万5,000円	２万2,500円
附則第35項第２号オ	５万1,000円	２万5,500円
附則第35項第２号カ	５万8,000円	２万9,000円
附則第35項第２号キ	６万6,500円	３万3,500円
附則第35項第２号ク	７万6,500円	３万8,500円
附則第35項第２号ケ	８万8,000円	４万4,000円
附則第35項第２号コ	11万1,000円	５万5,500円

附則第36項第１号	２万3,600円	１万2,000円
附則第36項第２号ア	２万3,600円	１万2,000円
附則第36項第２号イ	２万7,600円	１万4,000円
附則第36項第２号ウ	３万1,600円	１万6,000円
附則第36項第２号エ	３万6,000円	１万8,000円
附則第36項第２号オ	４万800円	２万500円
附則第36項第２号カ	４万6,400円	２万3,500円
附則第36項第２号キ	５万3,200円	２万7,000円
附則第36項第２号ク	６万1,200円	３万1,000円
附則第36項第２号ケ	７万400円	３万5,500円
附則第36項第２号コ	８万8,800円	４万4,500円

40　附則第35項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第４項及び第57条第１項の規定の適用については、第56条第４項中「前３項」とあるのは「前３項（附則第35項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第57条第１項中「、同条」とあるのは「、同条（附則第35項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第29項中「附則第５条第１項に規定するものをいう」の次に「。附則第32項第２号及び第37項において同じ」を、「同条第２項に規定するものをいう」の次に「。附則第37項において同じ」を、「附則第５条第５項に規定するものをいう」の次に「。附則第37項において同じ」を、「並びに」の次に「自家用の乗用車（３輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、」を、「一般乗合用バス」の次に「、特種用途自動車（同条第３項第４号イに規定するもの及び同項第５号アに規定するもの（自家用のものに限る。）に限る。附則第32項及び第33項において同じ。）」を加え、同項第１号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年３月31日」を「法第149条第１項第４号に規定するガソリン自動車（附則第32項第４号及び第33項第１号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第１項第５号に規定する石油ガス自動車（附則第32項第５号及び第33項第２号において「石油ガス自動車」という。）で平成20年３月31日」に改め、「この項において」を削り、同項第２号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第１項第６号に規定する軽油自動車（附則第32項第６号において「軽油自動車」という。）」に、「平成20年３月31日」を「平成22年３月31日」に改め、同項の表第56条第１項第１号イ(ｲ)の項を削り、同表第56条第２項本文の項及び第56条第３項本文の項中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同表第56条第３項第４号イ(ｲ)の項を削り、附則第29項を附則第30項とする。

附則第28項を附則第29項とし、附則第24項から第27項までを１項ずつ繰り下げる。

附則第23項中「附則第18項」の次に「又は第19項」を加え、「附則第20項又は第21項」を「附則第21項又は第22項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「附則第18項第２号」を「附則第19項」に、「同号」を「同項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第20項中「附則第18項第１号」を「附則第18項」に、「同号」を「同項」に改め、同項を附則

第21項とする。

附則第19項中「前項」を「前２項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項の次に次の１項を加える。

19　資本金の額若しくは出資金の額が２億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で附則第15項第２号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、当該事業税額に106分の６を乗じて計算した額に相当する金額を控除した金額とする。

第３条　神奈川県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第30項中「及び第37項」を「及び第38項」に、「附則第37項」を「附則第38項」に、「及び第33項」を「から第34項まで」に改める。

附則第38項を削る。

附則第37項の表中「附則第35項第２号ア」を「附則第36項第２号ア」に、「附則第35項第２号イ」を「附則第36項第２号イ」に、「附則第35項第２号ウ」を「附則第36項第２号ウ」に、「附則第35項第２号エ」を「附則第36項第２号エ」に、「附則第35項第２号オ」を「附則第36項第２号オ」に、「附則第35項第２号カ」を「附則第36項第２号カ」に、「附則第35項第２号キ」を「附則第36項第２号キ」に、「附則第35項第２号ク」を「附則第36項第２号ク」に、「附則第35項第２号ケ」を「附則第36項第２号ケ」に、「附則第35項第２号コ」を「附則第36項第２号コ」に、「附則第36項第２号ア」を「附則第37項第２号ア」に、「附則第36項第２号イ」を「附則第37項第２号イ」に、「附則第36項第２号ウ」を「附則第37項第２号ウ」に、「附則第36項第２号エ」を「附則第37項第２号エ」に、「附則第36項第２号オ」を「附則第37項第２号オ」に、「附則第36項第２号カ」を「附則第37項第２号カ」に、「附則第36項第２号キ」を「附則第37項第２号キ」に、「附則第36項第２号ク」を「附則第37項第２号ク」に、「附則第36項第２号ケ」を「附則第37項第２号ケ」に、「附則第36項第２号コ」を「附則第37項第２号コ」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を附則第36項とする。

附則第34項中「前２項」を「前３項」に、「又は第33項」を「から第34項まで」に改め、同項を附則第35項とし、附則第33項の次に次の１項を加える。

34　附則第32項各号（第４号及び第５号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第１項及び第３項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和４年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年４月１日から令和５年３月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和５年度分の自動車税の種別割に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第39項を削る。

附則第40項中「附則第35項から前項まで」を「前３項」に、「附則第35項から第39項まで」を「附則第36項から第38項まで」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第41項を附則第40項とし、附則第42項を附則第41項とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定並びに次項並びに附則第３項、第５項及び第６項の規定は令和元年10月１日から、第３条の規定並びに附則第４項及び第７項の規定は令和３年４月１日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

2　第２条の規定による改正後の神奈川県県税条例第18条及び附則第14項から第24項までの規定は、令和元年10月１日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3　第２条の規定による改正後の神奈川県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年10月１日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和２年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

4　第３条の規定による改正後の神奈川県県税条例附則第30項及び第34項から第39項までの規定は、令和３年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正）

5　企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第３条中「附則第25項」を「附則第26項」に、「附則第26項」を「附則第27項」に改める。

（神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正）

6　神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「附則第32項」を「附則第42項」に改める。

7　神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「附則第42項」を「附則第41項」に改める。

（神奈川県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

8　神奈川県県税条例の一部を改正する条例（平成29年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第29項の改正規定中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第１項中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

附則第４項中「平成32年度」を「令和２年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方税法の一部改正等に伴い、法人の事業税の税率を改正するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第61号議案

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成31年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、平成31年４月１日から適用する。

２　平成31年４月１日以後に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第１項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第１条第１号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合において、過疎地域における県税の課税の特例に関する条例第５条第１号から第３号までの規定により定められた課税免除の届出の期限が令和元年８月31日以前であるときは、当該届出の期限は、同条第１号から第３号までの規定にかかわらず、同年９月１日とする。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行により、過疎地域自立促進特別措置法に規定する特別償却設備を新増設した者に対して地方税の課税免除を行った場合の減収補填措置の期間が延長されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第62号議案

神奈川県地震災害対策推進条例の一部を改正する条例

神奈川県地震災害対策推進条例（平成25年神奈川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「災害時要援護者」を「要配慮者」に、「地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）において特に援護」を「特に配慮」に改める。

第４条第２項中「地震災害発生時」を「地震災害が発生した時（以下「地震災害発生時」という。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

平成30年度に行った条例の見直しに伴い、災害対策基本法との用語の整合を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第63号議案

神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表９の項⑴中「6,500円」を「6,600円」に改め、同項⑵中「4,500円」を「4,600円」に改め、同項⑶中「3,600円」を「3,700円」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物取扱者試験手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第64号議案

神奈川県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表12の項中「１万7,000円」を「１万8,000円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に受験願書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の試験手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第65号議案

神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表14の項⑴中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項⑵中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項⑶及び⑷中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項⑸中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表15の項⑴中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同項⑵中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に受験願書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第66号議案

神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「２万700円」を「２万1,400円」に、「２万200円」を「２万900円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に受験願書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第67号議案

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する等の条例

（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正）

第１条　神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「及び救急科」を「、救急科及び総合診療を担う診療科」に、「及び学校法人東海大学」を「、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学」に改め、同条に次の２号を加える。

⑹　特定臨床研修　医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。

⑺　特定医師業務　県内に所在する指定医療機関における指定診療科を担当する医師の業務をいう。

第３条第１項第４号を次のように改める。

⑷　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の13第１項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。

第８条第６号を同条第７号とし、同条第５号の次に次の１号を加える。

⑹　第６学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかったとき。

第10条第１項第１号中「県内に所在する指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務（以下「特定医師業務」という。）」を「キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務」に改め、同号ア中「医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」を「特定臨床研修」に、「当該臨床研修」を「当該特定臨床研修」に改める。

（神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の廃止）

第２条　神奈川県産科等医師修学資金貸付条例（平成20年神奈川県条例第45号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和２年３月31日までに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の13第１項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形

成プログラム」という。）を選択したときは、この限りでない。この場合において、この条例による改正後の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（以下「新条例」という。）第10条第１項第１号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「、特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」とする。

（神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

4　施行日前にこの条例による廃止前の神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

5　前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和２年３月31日までにキャリア形成プログラムを選択した場合における当該者に係る神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの休止及び廃止、返還、返還債務の免除、返還の猶予並びに延滞利息の徴収については、新条例第７条から第14条までの規定を準用する。この場合において、新条例第10条第１項第１号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「、特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令第３条第１号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の２第１項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」と読み替えるものとする。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行等に伴い、修学資金の貸付けに関し、キャリア形成プログラムの選択を要件に追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第68号議案

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成12年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「１万7,900円」を「１万8,200円」に改める。

附　則

1　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、技能検定試験手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第69号議案

神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県建築士法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「１万9,200円」を「１万9,300円」に改め、同表３の項中「１万7,700円」を「１万7,900円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第70号議案

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「の指定」の次に「又は同法第25条の３の２第１項の規定による指定の更新」を、「。)」の次に「又は指定の更新を受けた者」を加える。

第16条の２中「第７条第１項の」の次に「規定による」を加え、同条第１号中「。以下「政令」という。）第５条の」を「）第６条に規定する」に改める。

第48条第１項第１号中「第16条の２第１項の」の次に「規定による」を加え、同項第４号中「第15条第３項の」の次に「規定による」を加え、「検査手数料」を「検査の手数料」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「第15条第１項の」の次に「規定による」を加え、「審査手数料」を「審査の手数料」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「第11条第２項の」の次に「規定による」を加え、「再交付手数料」を「再交付の手数料」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　水道法第25条の３の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請手数料
　　１件につき　10,000円

第50条第１号中「政令第５条の」を「水道法施行令第６条に規定する」に改め、同条第３号中「措置」を「規定による検査等」に改め、同条第５号中「第26条の」及び「次条の」の次に「規定による」を加える。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

水道法の一部改正等に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第71号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第５の17の項中「8,600円」を「8,700円」に改め、同表18の項及び19の項中「１万1,000円」を「１万2,000円」に改め、同表の備考９中「4,800円」を「4,900円」に改め、同表の備考10及び備考11中「7,700円」を「8,700円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第72号議案

特定事業契約の変更について

平成29年７月６日定県第61号をもって議決を経た体育センター等の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

１　契 約 者 名　　藤沢市村岡東一丁目５番８号
　　神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社
　　代表取締役　湯　川　雅　弘

２　原 契 約 金 額　　215億4,211万6,104円

３　変更契約金額　　221億7,927万2,808円

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

特定事業契約に基づく建設費用の物価変動による改定及び消費税率の引上げに伴い、体育センター等の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

定県第73号議案

特定事業契約の変更について

平成30年７月11日定県第76号をもって議決を経た自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

1　契 約 者 名　　横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地２
　　神奈川ＤＬＣパートナーズ株式会社
　　代表取締役　森　田　兼　光

2　原 契 約 金 額　　196億2,180万7,363円

3　変更契約金額　　196億9,963万4,479円

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

消費税率の引上げに伴い、自動車運転免許試験場整備等事業の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

定県第74号議案

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

1　品　　目　　イナビル吸入粉末剤20mg　行政備蓄用

2　契 約 者 名　　第一三共株式会社

代表取締役社長　眞　鍋　　淳

3　契 約 金 額　　２億3,209万5,177円

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（イナビル）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第３条第１項の規定により提案するものであります。

定県第75号議案

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

1　品　　目　　タミフルカプセル75　100カプセル（ＰＴＰ）備蓄用

2　契 約 者 名　　中外製薬株式会社

営業本部長　佐　藤　綱　則

3　契 約 金 額　　2億478万5,724円

令和元年6月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

定県第76号議案

指定管理者の指定について

かながわアートホールの指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　かながわアートホール

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ

⑵　主たる事務所の所在地　　横浜市中区元浜町二丁目13番地

3　指　定　期　間　　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

かながわアートホールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第77号議案

指定管理者の指定について

西湘地区体育センターの指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　西湘地区体育センター

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　ＢＳＣ・三洋装備グループ

⑵　主たる事務所の所在地　　横浜市南区宿町２番36号

3　指　　定　　期　　間　　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

西湘地区体育センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第78号議案

指定管理者の指定について

武道館の指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　武道館

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　シンコースポーツ株式会社

⑵　主たる事務所の所在地　　東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

3　指　　定　　期　　間　　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

武道館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第79号議案

指定管理者の指定について

スポーツ会館の指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　スポーツ会館

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　公益財団法人神奈川県体育協会

⑵　主たる事務所の所在地　　横浜市神奈川区三ツ沢西町３番１号

3　指　定　期　間　　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

スポーツ会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第80号議案

指定管理者の指定について

秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

1　施　設　の　名　称　　秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター

2　指　定　管　理　者

⑴　名　　称　　公益財団法人神奈川県公園協会

⑵　主たる事務所の所在地　　横浜市中区扇町三丁目８番地８

3　指　　定　　期　　間　　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第81号議案

建設事業に対する市負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内において負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市名	既定額	変更額
農道整備事業	小田原市	92,000千円	95,093千円

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

県の行う建設事業で市を利するものについて、その受益の限度において経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第６項の規定により提案するものであります。

定県第82号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の一部を次のように変更する。

第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の８　各病院の主な機能の⑹　各病院の病床数についての表中

「

こども医療センター	419

を

」

「

こども医療センター	430

に変更し、

」

令和元年９月１日から変更する。

令和元年６月12日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

こども医療センターの増床に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標を変更したいので、地方独立行政法人法第25条第３項の規定により提案するものであります。